

診療所の指定(法第六条第二項関係)

省令案

診療所の指定は、診療所の開設者による手挙げ方式により実施することとする



指定されたい診療所の開設者が、
・届出を開始しようとする年の前年の締切日までに
・当該診療所の所在地の都道府県知事に申請
することとする予定

○診療所からの指定申請について

- ・指定を受けようとする診療所の開設者は、届出を開始しようとする年の前年の締切日までに、申請書を当該診療所の所在地の都道府県知事に提出

○指定について

- ・指定は各年1月1日付けでまとめて行い、年途中には指定を行わない
- ・指定は、各年1月1日付けで指定した旨を通知する

○指定期間について

- ・指定期間の制限はなし
- ・指定された診療所の辞退又は都道府県知事による指定の取消が行われるまでは、当該指定の効果は継続する

○指定日と届出義務の発生する対象の関係について

- ・指定を受けた診療所における届出対象は、指定日以後に当該診療所において初の診断が行われた原発性のがんに係る情報とする

○指定を受けていない診療所からの届出の取扱いについて

- ・指定を受けていない診療所からの届出は受理しない
- ・指定を受けていない診療所は、遡り調査の対象としない

医療機関の役割

医療機関の役割

全国がん登録への届出(第6条)

→所在地の都道府県へ届出

病院又は次項の規定により指定された診療所(①)(以下この章において「病院等」という。)の管理者は、原発性のがんについて、当該病院等における初回の診断が行われたとき(転移又は再発の段階で当該病院等における初回の診断が行われた場合を含む。)は、厚生労働省令で定める期間内に(②)、その診療の過程で得られた当該原発性のがんに関する次に掲げる情報(以下「届出対象情報」という。)を当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。



①病院は全て、診療所は手上げして、都道府県知事に指定された診療所

②当該がんの自施設診断日として定める日の翌年末まで

例)診断日が2016年1月10日 届出期限 2017年12月31日

2016年12月28日 届出期限 2017年12月31日 とする予定

地域がん登録の標準登録票項目とほぼ同じになる予定

病院等への提供(法第二十条関係)

都道府県知事は、当該都道府県の区域内の病院等における院内がん登録その他がんに係る調査研究のため、当該病院等の管理者から、当該病院等から届出がされたがんに係る都道府県がん情報(厚生労働省令で定める生存確認情報及び厚生労働省令で定める当該病院等に係る第五条第二項に規定する附属情報に限る。)の提供の請求を受けたときは、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行わなければならない。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。



届出をした医療機関には生存確認情報及び附属情報を提供

届出がなされなかった場合(法第七条関係)

都道府県知事は、病院の管理者が前条第一項の規定に違反した場合において、がんの罹患、診療、転帰等の状況を把握するため特に必要があると認めるときは、当該管理者に対し、期限を定めて当該違反に係る届出対象情報の届出をするよう勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた病院の管理者が、同項の期限内にその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

医療機関向け説明について

- 病院又は指定された診療所は、厚生労働省令で定める期間内(⇒当該がんの自施設診断日として定める日の翌年末まで)に、当該病院等の所在地の都道府県知事にがん罹患情報を届け出なければならない(法第6条第1項)
―届け出する情報については、法第6条、厚生労働省令、届出マニュアル等を参照
- 診療所の指定は、都道府県知事が、厚生労働省令で定めるところ(⇒診療所の開設者による手挙げ方式により実施予定)により、開設者の同意を得て、届出対象情報の届出を行う診療所を指定する(法第6条第2項) ※詳細は別紙参照
- 病院は届出しなかった場合、都道府県知事から勧告、公表される対象となる(法第7条) ※診療所は対象外
- 当該病院等の管理者は、都道府県知事に提供の請求をすることにより、届出したがんに係る都道府県がん情報(⇒厚生労働省令で定める生存確認情報及び附属情報に限る)の提供を受けることができる(法第20条)
病院等において届出に関する業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た届出対象情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない(法第28条第7項)
―違反した場合は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する
- 病院等において届出に関する業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た届出対象情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない(法第29条第7項)

事務連絡
平成27年7月16日

各都道府県衛生主管部（局）担当課 御中

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課

「がん登録等の推進に関する法律」における診療所の指定について

「がん登録等の推進に関する法律」（平成25年法律第111号。以下「法」という。）第6条第1項に基づく届出は、病院および指定された診療所が行うこととされており、当該診療所については、その開設者の申請に応じ、同条第2項に基づき、都道府県知事が指定することとされています。

法に規定する診療所の指定の事務については、下記の取扱いといたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1. 診療所からの指定申請について

指定を受けようとする診療所の開設者は、届出を開始しようとする年の前年の締切日までに、当該診療所に関する事項を記載した申請書（別添）を当該診療所の所在地の都道府県知事に提出することとする。

例として、平成28年に指定を受け、届出を開始しようとする診療所は、平成27年の締切日（9月中を予定）までに所在地の都道府県に申請書を提出する。

2. 指定について

指定は各年1月1日付けでまとめて行うこととし、年途中には指定を行わない。指定した場合には、各年1月1日付けで指定した旨を通知する。

3. 指定期間について

指定期間の制限はないものとし、指定を受けた診療所の辞退又は都道府県知事による指定の取消が行われるまでは、当該指定の効果は継続するものとする。

4. 指定日と届出義務の発生する対象の関係について

指定を受けた診療所における届出対象は、指定日以後に当該診療所において初回の診断が行われた原発性のがんに係る情報とする。

5. 指定を受けていない診療所からの届出の取扱いについて

都道府県知事は、指定を受けていない診療所からの届出は受理しないこととする。また、厚生労働大臣は、死亡者新規がん情報が判明した場合には、当該情報に係る調査のため法第14条に基づき都道府県知事に通知することとされているところ、指定を受けていない診療所からの患者情報は、当該調査の対象としないこととする。

(様式例)

平成 年 月 日

都道府県知事 殿


(申請者)
診療所の所在地
診療所の名称
開設者の住所
(法人の場合は所在地)
開設者の氏名
(法人の場合は名称及び代表者の氏名)

全国がん登録における指定申請書

がん登録等の推進に関する法律(以下「法」という。)第6条第2項の規定による診療所として、指定されたいので申請します。

なお、指定の上は法第6条第1項の規定による届出及び法第6条第5項の規定の定めるところに従い、法の規定による一切の事項を守ります。

記

地方厚生(支)局が指定する 保険医療機関コード	
診療所の名称	※申請者欄の診療所と同一の場合は記入不要です。
標榜する診療科目	
診療所の開設者の氏名 (法人の場合は代表者の氏名)	(自署) 

全国がん登録における届出項目について

がん登録の推進に関する法律では、病院又は指定された診療所の管理者が、原発性のがんについて、当該病院等における初回の診断が行われたとき、一定の期間内に、その診療の過程で得られた当該原発性のがんに関する情報を当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出ることが義務付けられています（第6条）

届け出る情報は、第6条第1項の第1号から第9号及びがん登録等の推進に関する法律施行規則にて定められています。

届出項目の概説

全国がん登録届出項目一覧

全国がん登録		
項目番号	項目名	区分
1	病院等の名称	
2	診療録番号	
3	カナ氏名	
4	氏名	
5	性別	1 男 2 女
6	生年月日	
7	診断時住所	
8	側性	1 右側 2 左側 3 両側 7 側性なし 9 不明(原発側不明を含む)
9	原発部位	テキスト又は ICD-O-3 局在コードによる提出
10	病理診断	テキスト又は ICD-O-3 形態コードによる提出
11	診断施設	1 自施設診断 2 他施設診断
12	治療施設	1 自施設で初回治療をせず、他施設に紹介又はその後の経過不明 2 自施設で初回治療を開始 3 他施設で初回治療を開始後に、自施設に受診して初回治療を継続 4 他施設で初回治療を終了後に、自施設に受診 8 その他
13	診断根拠	1 原発巣の組織診 2 転移巣の組織診 3 細胞診 4 部位特異的腫瘍マーカー 5 臨床検査 6 臨床診断 9 不明
14	診断日	自施設診断日又は当該腫瘍初診日
15	発見経緯	1 がん検診・健康診断・人間ドックでの発見例 3 他疾患の経過観察中の偶然発見 4 剖検発見 8 その他 9 不明
16	進展度・治療前	400 上皮内 410 限局 420 所属リンパ節転移 430 隣接臓器浸潤 440 遠隔転移 777 該当せず 499 不明

全国がん登録		
項目番号	項目名	区分
17	進展度・術後病理学的	400 上皮内 410 限局 420 所属リンパ節転移 430 隣接臓器浸潤 440 遠隔転移 660 手術なし又は術前治療後 777 該当せず 499 不明
18	外科的治療の有無	1 自施設で施行 2 自施設で施行なし 9 施行の有無不明
19	鏡視下治療の有無	1 自施設で施行 2 自施設で施行なし 9 施行の有無不明
20	内視鏡的治療の有無	1 自施設で施行 2 自施設で施行なし 9 施行の有無不明
21	外科的・鏡視下・ 内視鏡的治療の範囲	1 原発巣切除 4 姑息的な観血的治療 6 観血的治療なし 9 不明
22	放射線療法の有無	1 自施設で施行 2 自施設で施行なし 9 施行の有無不明
23	化学療法の有無	1 自施設で施行 2 自施設で施行なし 9 施行の有無不明
24	内分泌療法の有無	1 自施設で施行 2 自施設で施行なし 9 施行の有無不明
25	その他の治療の有無	1 自施設で施行 2 自施設で施行なし 9 施行の有無不明
26	死亡日	

【今後の予定】

国	高知県
平成27年9月頃 第7回がん登録部会 ① 指針 (院内がん登録及び同意代替措置に係る指針) ② 情報の利用と提供に係るマニュアル 12月5日 全国がん登録説明会 (医師、研究者、都道府県向け) (地域がん登録全国協議会シンポジウム)	平成27年10月～11月 医療機関向け説明会を開催予定 (県内3ヵ所予定) 12月31日 指定申請期限
平成28年1月1日 がん登録推進法施行 (全国がん登録の開始)	平成28年1月1日 届出診療所の指定 (通知)

国立がん研究センター がん対策情報センター がん統計研究部 地域がん登録室より連絡

平成27年9月4日

■病院等から都道府県がん登録室への届け出の方法について

- ・厚生労働省より病院等に向け通知される予定
- ・将来的には届出の完全な電子化を想定
- ・移行期間に届出情報の電子化に対応できない診療所等のため、全国がん登録システムでは紙届出票の入力機能、OCR届出用紙の読み取り機能を実装
- ・OCR届出用紙：国立がん研究センターにおいて、各用紙に連番のシリアル番号を印刷したものを一括作成 (都道府県に12月頃配布予定)

■病院向け「全国がん届出等マニュアル」について

- ・「全国がん登録届出マニュアル」9月末～10月初旬に国立がんセンターより全国すべての病院に直送予定

